

佐世保市環境保全条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、[佐世保市環境保全条例\(昭和49年条例第10号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定施設)

第2条 [条例第2条第1号](#)に規定する規則で定める施設又は作業場は、[別表](#)の指定施設の欄に掲げる施設又は作業場とする。

(規制基準)

第3条 [条例第17条](#)に規定する規則で定める規制基準は、[別表](#)の指定施設の種類ごとに同表の規制基準の欄に掲げるとおりとする。

(届出書の提出部数)

第4条 [条例](#)の規定による届出は、届出書の正本にその写し1通を添えてしなければならない。

(指定施設設置の届出)

第5条 [条例第19条第7号](#)の規定による規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) ばい煙に係る指定施設にあつては、その規模及び能力
- (2) 粉じんに係る指定施設にあつては、その規模及び能力並びに使用及び管理の方法
- (3) 汚水に係る指定施設にあつては、その規模並びに排水の汚染状況及び量並びに用水及び排水の系統
- (4) 騒音に係る指定施設にあつては、その型式、能力並びに指定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

2 [条例第19条](#)の規定による届出は、指定施設設置届出書([様式第1](#))によつてしなければならない。

(経過措置に伴う届出)

第6条 [条例第20条第1項](#)の規定による届出は、指定施設既設置届出書([様式第2](#))によつてしなければならない。

(構造等の変更の届出)

第7条 [条例第21条](#)の規定による変更の届出は、指定施設一部変更届出書([様式第3](#))によつてしなければならない。

(氏名変更又は施設廃止の届出)

第8条 [条例第24条](#)の規定による[条例第19条第1号](#)又は[第2号](#)に係る事項の変更の届出は氏名等変更届出書([様式第4](#))、[同条](#)に係る指定施設の使用廃止の届出は、指定施設使用廃止届出書([様式第5](#))によつてしなければならない。

(承継の届出)

第9条 [条例第25条第3項](#)の規定による届出は、指定施設承継届出書([様式第6](#))によつてしなければならない。

(地下に浸透させてはならない物質)

第10条 [条例第27条](#)に規定する規則で定める物質は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)第2条に掲げる物質とする。

(指定建設作業実施の届出)

第11条 [条例第29条第1項第6号](#)の規定による規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- (2) 指定建設作業の種類
- (3) 使用する機械の名称、型式及び数
- (4) 建設工事及び指定建設作業の工程表

2 [条例第29条](#)の規定による届出は、指定建設作業実施届出書([様式第7](#))によつてしなければならない。

附 則

この規則は、昭和49年12月20日から施行する。

附 則(平成9年10月1日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月27日規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月28日規則第24号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成20年1月31日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月20日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表ばい煙の部1の項規模又は能力の欄の改正規定は、平成31年7月1日から施行する。

附 則(令和3年4月28日規則第42号)

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則(令和3年8月19日規則第63号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の佐世保市環境保全条例施行規則の規定については、施行の日以後になされる届出について適用し、同日前になされた申請又は届出については、なお従前の例による。

別表

指定施設			規制基準
区分	施設の種類	規模又は能力	
ばい煙	1 ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。)	日本産業規格B8201及びB8203の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度が、リングルマン濃度法により測定した濃度(以下「リングルマン濃度」という。)が2度以下であること。ただし、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
	2 廃棄物焼却炉(ゴム、ピッチ、合成樹脂その他燃焼の際著しいばいじんを発生するおそれのある物質を焼却するものに限る。)	火格子面積が0.5平方メートル以上2平方メートル未満であるか又は焼却能力が1時間当り50キログラム以上200キログラム未満のもの	
	3 廃油の焼却炉	焼却能力が1時間当り50キログラム以上200キログラム未満のもの	
	4 獣畜、魚介類、鳥類の臓器、羽毛、ふんの焼却炉	焼却能力が1時間当り200キログラム未満のもの	前項と同じ。ただし、焼却能力が1時間当り50キログラム未満のものについては適用しない。
粉じん	5 セメントサイロ(袋詰め作業を行うものに限る。)	収容能力が500トン以上のもの	構造又は設備が、次の各号の一に該当すること。 (1) 袋詰め作業は、粉じんが飛散しにくい構造の建築物内で行われていること。 (2) 袋詰め作業により発生する粉じんを除去するフード及び集じん機が設置されていること。 (3) 袋詰め作業を行う場所が、防じんカバーでおおわれていること。 (4) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
	6 ばらセメント積み込み施設	タンク車に積み込むものであつて、密閉式のものを除く	構造又は設備が、次の各号の一に該当すること。 (1) 積み込み作業は、粉じんが飛散しにくい構造の建築物内で行われていること。 (2) 積み込み作業により発生する粉じんを除去するフード及び集じん機が設置されていること。 (3) 積み込み作業を行う場所が、防じんカバーでおおわれていること。 (4) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
	7 製材所又はのこず再利	貯蔵容器の容量5立方	構造、設備又は作業の方法が、次の各号の一に該当すること。

	用製品製造施設に設置されるのこくず貯蔵施設	メートル以上のもの又はたい積場の面積10平方メートル以上のもの	(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によつて散水が行われていること。 (3) 防じんカバーでおおわれていること。 (4) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
	8 金属の表面処理の用に供するサンドブラスト	原動機を用いるもの	構造、設備又は作業の方法が、次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 防じんカバーでおおわれていること。 (4) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
	9 吹付塗装作業場(現場作業を除く。)	原動機を用いるもの	(2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 防じんカバーでおおわれていること。 (4) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
汚水	10 自動車整備工場	屋内及び屋外の作業場面積の合計が100平方メートル以上のもの	油水分離施設及び油類の流出防止施設を設置すること。
	11 畜舎 牛、馬又は豚を飼養し又は収容する施設をいい、次の各号に掲げる施設を除く (1) 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第9条の規定により佐世保市長が指定した区域内にある畜舎 (2) 家畜取引法(昭和31年法律第123号)に規定する家畜市場 (3) 家畜共進会、家畜博覧会その他臨時的に開催される催物に設けられる畜舎	牛、馬又は豚をそれぞれ1頭以上飼養し又は収容するもの	構造、設備及び作業の方法は次の各号によること。 (1) 豚舎の床は不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水みぞが設けられていること。 (2) 内壁は、飼養し又は収容する動物の種類に応じ適当な高さまで清掃に支障を来さない構造を有すること。 (3) 内部は、清掃に支障を来さない適当な広さと高さを有すること。 (4) 床の周辺の地面で汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は不浸透性材料で被覆され、これに適当な勾配と排水みぞが設けられていること。 (5) 豚舎には、洗浄用水を十分に供給できる給水設備が設けられていること。 (6) きゆう肥たい積場所の床は不浸透性材料で作られ、これに屋根を設けること。 (7) 汚物処理設備として汚物だめ及び汚水だめを有すること。ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合又は汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には汚水だめを有することを要しない。 (8) 汚物だめ及び汚水だめは不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができるおおいが設けられていること。 (9) 畜舎及びきゆう肥たい積場から、汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水みぞが設けられていること。 (10) 排水みぞは、不浸透性材料で作られ、かつ、適当なおおいが設けられていること。 (11) 汚水、汚物及びきゆう肥は農用地に施用するか又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する処分の基準に従つて処分すること。
	12 鶏舎鶏(30日未満のひなを除く。)を飼養する施設をいい、次の各号に掲げるものを除く (1) 化製場等に関する法律第9条の規定により佐世保市長が指定し	鶏の飼養数が100羽以上のもの	構造、設備及び作業の方法は次の各号によること。 (1) 内部は、清掃に支障を来さない適当な広さと高さを有すること。 (2) 床は清掃に支障を来さない材料で作られ、かつ、採ふんに便利な構造を有すること。 (3) ふんを乾燥するときは、雨水のかからないようにすること。 (4) ふんは農地に施用するか又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する処分の基準に従つて処分すること。

	た区域内にある鶏舎 (2) 家畜共進会、家畜博覧会その他臨時的に開催される催物に設けられる鶏舎																						
騒音	13 金属又は石材の表面処理に使用する研磨機	屋内及び屋外の作業場面積の合計が、200平方メートル以上のもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域の区分\時間の区分</th> <th>昼間(午前8時から午後8時まで)</th> <th>朝(午前6時から午前8時まで) 夕(午後8時から午後10時まで)</th> <th>夜間(午後10時から翌日の午前6時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区域</td> <td>50デシベル以下</td> <td>45デシベル以下</td> <td>40デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>第2種区域</td> <td>60デシベル以下</td> <td>50デシベル以下</td> <td>45デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>第3種区域</td> <td>65デシベル以下</td> <td>60デシベル以下</td> <td>50デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>第4種区域</td> <td>70デシベル以下</td> <td>65デシベル以下</td> <td>55デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table>	区域の区分\時間の区分	昼間(午前8時から午後8時まで)	朝(午前6時から午前8時まで) 夕(午後8時から午後10時まで)	夜間(午後10時から翌日の午前6時まで)	第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下	第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下	第3種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下	第4種区域	70デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
	区域の区分\時間の区分	昼間(午前8時から午後8時まで)	朝(午前6時から午前8時まで) 夕(午後8時から午後10時まで)	夜間(午後10時から翌日の午前6時まで)																			
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下																				
第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下																				
第3種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下																				
第4種区域	70デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下																				
	14 セメント製品製造業の用に供する成形機	動力を使用するもの																					

備考

- 騒音に係る指定施設に関する規制基準のうち、区域の区分は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第4条第1項の規定に基づき、市長が定めた区域の区分のとおりとする。
- 騒音の測定方法は、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号)第1条第1項備考3及び4に定められた方法による。

様式第1

指定施設設置届出書

年 月 日

佐世保市長

殿

佐世保市 町 番 号

届出者

電話番号

佐世保市環境保全条例第19条の規定により指定施設の設置について次のとおり届け出ます。

名 称		※整理番号	
所在地	電話番号	※受理年月日	
業 種		※審査結果	
作業の種類方法			
指定施設	種 類		
	数		
建物の構造			
使用する原材料			
排出物	種 類		
	処理方法		
廃棄物	種 類		
	処理方法		
公害防止の方法			
規則第5条の事項			

備考 事業所の案内図及び工場内の配置図を添付すること。

様式第2

指定施設既設置届出書

年 月 日

佐世保市長

殿

佐世保市 町 番 号

届出者

電話番号

佐世保市環境保全条例第20条第1項の規定により指定施設について、次のとおり届け出ます。

名 称		※整理番号	
所在地	電話番号	※受理年月日	
業 種		※審査結果	
作業の種類方法			
指定施設	種 類		
	数		
建物の構造			
使用する原材料			
排出物	種 類		
	処理方法		
廃棄物	種 類		
	処理方法		
公害防止の方法			
規則第5条の事項			

備考 事業所の案内図及び工場内の配置図を添付すること。

様式第3

指定施設一部変更届出書

年 月 日

佐世保市長

殿

佐世保市 町 番 号

届出者

電話番号

佐世保市環境保全条例第21条の規定により既届出事項の一部変更について次のとおり届け出ます。

名 称		※整理番号	
		※受理年月日	
所 在 地	電話番号	※審査結果	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	

氏名等変更届出書

年 月 日

佐世保市長

殿

佐世保市 町 番 号

届出者

電話番号

氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、佐世保市環境保全条例第24条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項		※整理番号	
変 更 年 月 日		※受理年月日	
変 更 の 内 容	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 理 由			

様式第5

指定施設使用廃止届出書

年 月 日

佐世保市長

殿

佐世保市 町 番 号

届出者

電話番号

指定施設の使用を廃止したので、佐世保市環境保全条例第24条の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称		※整理番号	
所 在 地	電話番号	※受理年月日	
指 定 施 設	種 類		
	数		
廃 止 年 月 日			
廃 止 理 由			

W様式第6

指定施設承継届出書

年 月 日

佐世保市長

殿

佐世保市 町 番 号

届出者

電話番号

指定施設に係る届出者の地位を承継したので、佐世保市環境保全条例第25条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

名 称		※ 整理 番号	
所 在 地	電話番号	※受理年月日	
業 種			
指 定 施 設	種 類		
	数		
承 継 年 月 日			
被 承 継 者	氏 名 又 は 称		
	住 所		
承 継 の 理 由			

様式第7

指定建設作業実施届出書

年 月 日

佐世保市長

殿

佐世保市 町 番 号

届出者

電話番号

指定建設作業を実施するので、佐世保市環境保全条例第29条の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称		※整理番号	
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類		※受理年月日	
指定建設作業の種類		※審査結果	
使用する機械	名称・型式		
	数		
指定建設作業の場所			
指定建設作業実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日 日間		
指定建設作業の開始及び終了時刻	自 時 分 至 時 分 実働時間 時間		
騒音防止の方法			
発注者の氏名・名称及び住所並びに法人にあつては代表者氏名	電話番号		
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		
下請人が指定建設作業を実施する場合は、下請人の氏名・名称・住所並びに法人にあつては代表者氏名	電話番号		
下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		

備考 作業所の場所の案内図及び建設工事並びに建設作業工程表を添付すること。